

碧南市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の令和3年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年12月1日

碧南市監査委員 小 林 尚

碧南市監査委員 新 美 交 陽

令和 3 年度
定 期 監 査 報 告 書

保育園
幼稚園
小学校
中学校
公民館

碧南市監査委員

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査は、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び碧南市監査基準第4条第1項第1号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 保育園 羽久手保育園
- (2) 幼稚園 新川幼稚園、西端幼稚園
- (3) 小学校 中央小学校、大浜小学校、西端小学校
- (4) 中学校 新川中学校、東中学校、西端中学校
- (5) 公民館 日進公民館、鷺塚公民館

3 監査の着眼点

- (1) 収入及び支出事務については、調定及び収納事務並びに支出負担行為は法令、予算等の定めに従って適正に処理されているか。
- (2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校及び公民館の管理運営に伴う予算執行は適切か。
- (3) 保育園・幼稚園の園舎、小学校・中学校の校舎、運動場、砂場、運動器具及び遊具等並びに公民館を含めた施設の安全点検及び消防施設等保守点検は、定期的に行われているか。
- (4) 保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館が管理している物品については、適切に管理されているか。

特に毒物劇物を管理している小・中学校については、以下の点を確認した。

- ア 毒物劇物受払簿の記載は正確にされているか。
- イ 毒物劇物の在庫量は受払簿の数量と一致するか。
- ウ 毒物劇物の在庫量は定期的に点検がされているか。
- エ 長期間使用がなく、今後も使用見込みのない毒物劇物はないか。
- (5) 保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館が保管している現金の管理は適

切か。

4 監査の主な実施内容

令和2年度及び令和3年度8月末現在までの施設の状況について、施設長より説明を聴取し、関係帳簿について調査した。備品の管理状況について、管理台帳より抽出した数点について調査した。各小中学校における毒物劇物については、事前に現状の管理状況を確認した上で監査を実施した。その他、監査結果について施設関係者に講評し、改善すべき事項がある場合は、その内容について注意して事務を行うよう指示した。

5 監査の実施場所及び日程

監査対象施設	実 施 日	実施場所
日進公民館、鷺塚公民館	令和3年10月 6日	現 地
新川幼稚園、中央小学校、新川中学校、東中学校	令和3年10月 8日	
羽久手保育園、西端幼稚園、大浜小学校、西端小学校、西端中学校	令和3年10月13日	

6 監査の方法

財務事務において執行された事務が関係法令の趣旨に則って適正に処理されているかについて、あらかじめ提出のあった定期監査資料に基づき、関係帳簿を調査するとともに、関係職員より所掌事務の執行状況等の説明を求め実施した。

7 監査の範囲

令和2年4月1日から令和3年8月末日までの間における財務事務の執行

8 監査の結果

各保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館において、それに係る財務管理、財産管理及び公金・準公金の管理について監査を行った。

その状況は、次のとおりである。

(1) 総括

監査を実施した事務は、概ね適正に執行されていると認めた。

(2) 指摘項目（注意事項）

軽易な誤り等が見受けられたが、注意したので記述を省略した。

(3) 財務管理

ア 収入及び支出事務について

調定決議書兼徴収簿、予算執行伺書、予算執行状況（差引簿）、外出承認簿、その他関係帳簿の監査を行った結果、概ね適切であった。

イ 予算執行状況について

定期監査資料及び関連書類について関係職員の説明を求めて監査を行った結果適切であった。

(4) 財産管理について

ア 施設の維持管理について

保守点検が定期的かつ適切に行われていることを確認した。

イ 物品管理について

一部の物品について備品が確認できないものがあった。確認をされ、無いものは廃棄手続きをとるようにしてもらいたい。

(5) 現金の管理について

各保育園・幼稚園・小学校・中学校・公民館が保管している現金について、適切に管理されていることを確認した。

(6) その他

特になし